

## 岩手大学リポジトリ運用指針

令和2年2月17日  
図書館運営委員会決定

### (目的)

- 1 この指針は、岩手大学（以下「本学」という。）において運用する岩手大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

### (定義)

- 2 この指針において「リポジトリ」とは、学術情報基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献することを目的として、本学において生産された学術研究成果（以下「成果物」という。）を電子的な形態によって恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供するものをいう。

### (管理・運用)

- 3 リポジトリの管理・運用は図書館が行う。

### (登録対象者)

- 4 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録対象者」という。）は以下のとおりとする。
  - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および学生
  - (2) 本学の部局・センター・講座・研究室等の各組織、またはそれらを母体とする団体
  - (3) 本学内に事務局がある、もしくは(1)に該当する者が委員や代表を務める団体
  - (4) その他、図書館長が認めた者

### (成果物の登録要件)

- 5 リポジトリへ登録できる成果物は、以下のすべてを満たすものとする。
  - (1) 教育研究活動における研究成果及び教育資源等であること
  - (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること
  - (3) 登録対象者が作成若しくは作成に関わったものであること
  - (4) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
  - (5) ネットワークを通じて配信できること

### (登録対象の成果物)

- 6 リポジトリに登録する成果物の種別及びその定義は、別表のとおりとする。

(登録)

- 7 登録対象者は、コンテンツをリポジトリに登録することができる。登録にあたっては図書館がその登録作業を代行することができる。

(登録の申請)

- 8 リポジトリへ成果物の登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、電子メール、Web フォーム又は登録申請書（別紙様式）により、次の各号に掲げる内容を図書館に申請する。

- (1) 登録申請者氏名及び登録を希望する成果物の電子的複製（必須）
- (2) 登録を希望する成果物の出典に関する情報（必須）
- (3) 登録を希望する成果物のキーワード、解説等及び登録申請者が成果物と合わせて公開を希望する情報（任意）

(登録及び公開)

- 9 図書館は、リポジトリに登録する成果物について、出版者の著作権、その他登録及び公開に係る支障がないことを調査したうえで登録・公開する。

(登録された成果物の利用)

- 10 図書館は、リポジトリに登録された成果物を以下のように利用する。
- (1) 当該成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
  - (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する
  - (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う
  - (4) 学内外の各種システム等との連携のために、成果物の複製物及びメタデータを提供する

(成果物の著作権と利用許諾)

- 11 成果物の著作権が登録対象者のみに帰属している場合、登録対象者は、図書館に対して前項に掲げた利用を無償で許諾するものとする。
- 12 成果物の著作権が登録対象者を含め複数の者に帰属している場合、登録対象者は、11項に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
- 13 成果物の著作権が登録対象者以外に帰属している場合、登録対象者は、11項に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、

著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

- 1 4 成果物がリポジトリに登録された後においても、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(利用条件)

- 1 5 リポジトリに登録された成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。
- (1) 著作権法等の定める条件
  - (2) 公開する成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件
  - (3) リポジトリシステムに過大な負荷がかかるような、機械的な大量の検索及びダウンロード行為をしないこと
  - (4) その他、本学のリポジトリ運用に支障をきたすおそれのある行為をしないこと

(削除・非公開化)

- 1 6 図書館は、次のいずれかに該当する場合は、登録された成果物の一部または全部を削除または非公開化する。
- (1) 削除または非公開化の申請があった場合
  - (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する、又は社会的に著しく不適切な内容を含むと認められる場合
- 1 7 削除または非公開にすべきかどうか検討が必要となった場合、図書館運営委員会が判断する。

(免責事項)

- 1 8 本学は、リポジトリに登録された成果物の公開及び利用によって生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとする。

(留意事項)

- 1 9 この指針の適用にあたっては、国立大学法人岩手大学職務発明規則及び岩手大学知的財産ポリシー等との整合性に留意する。

(その他)

- 2 0 この指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

## 附則

この指針は、令和2年2月17日から施行する。

## 別表

成果物の種別	定義
学術雑誌論文	国内外の学術雑誌・学会誌に掲載された論文等
紀要論文	紀要類に掲載された論文
会議発表論文	会議録、予稿集等に掲載された論文
学位論文	博士論文、修士論文等
会議発表用資料	会議で発表されたプレゼンテーション資料、ポスター、口頭発表資料等
図書	図書全体、図書に掲載された論文、図書の章等
テクニカルレポート	テクニカルレポート、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等の機関発行の報告書
研究報告書	科研費等、研究助成金による研究成果の報告書
一般雑誌記事	広報誌や一般読者向け雑誌、新聞等に掲載された学術論文以外の記事（コラム等）
プレプリント	審査前で出版されていない論文の原稿
教材	授業、講習会等で用いるプレゼンテーション資料、配布資料類。（講義ビデオや遠隔教育用の動画も含める）
データ・データベース	データ及びデータベース
ソフトウェア	ソフトウェア
その他	上記以外の研究成果物